鹿角市告示第５２号
（給水装置工事事業者の指定に関する告示）

水道法（昭和32年法律第１７７号。以下「法」という）第１６条の２第１項の規定に基づき下記の者を給水装置工事事業者に指定したので、同法第２５条の３第２項の規定及び鹿角市指定給水装置工事事業者規定第１０条に基づき告示する。

令和４年６月２０日

鹿角市水道事業
鹿角市長　　関　　厚

指定給水装置工事事業者の指定

指定番号	氏名又は名称	所在地	代表者氏名	指定期間
24	㈱国成電気工事	秋田県鹿角市十和田毛馬内字上寄熊89番地1	代表取締役　成田　雄介	令和９年６月30日まで
29	根本風呂住設店	秋田県鹿角市花輪字堰向51番地1	根本　和徳	令和９年６月30日まで
46	㈲コーシン設備工業	秋田県鹿角市十和田大湯字権現堂20番地7	代表取締役　佐藤　国男	令和９年６月30日まで
52	㈱衛暖工業	秋田県大館市釈迦内字下大留83	代表取締役　畠山　進	令和９年６月30日まで
53	㈲北秋クリーンサービス	秋田県大館市餅田2丁目1-81	取締役　石川　ゆきへ	令和９年６月30日まで
55	㈲浅利住設	秋田県大館市清水五丁目8番15号	代表取締役　浅利　桂一	令和９年６月30日まで
56	㈱田中建設	秋田県鹿角市花輪字大川添26番地	代表取締役　田中　亮久	令和９年６月30日まで
57	工藤工業㈲	秋田県大館市柄沢字稲荷山下197番地	代表取締役　工藤　誠治	令和９年６月30日まで